

# 兵庫県公報

平成27年9月25日 金曜日 第 2734 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示		ページ
○ 土地改良事業の工事完了の届出（農地整備課）	.....	1
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	.....	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	.....	2
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	.....	2
○ 道路の区域の変更（同）	.....	3
○ 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新（建築指導課）	.....	3
公 告		
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	.....	4
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	.....	5
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	.....	6
○ 同 上（同）	.....	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	.....	9
○ 同 上（同）	.....	10
○ 同 上（同）	.....	11
○ 同 上（同）	.....	12
○ 同 上（同）	.....	13
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	.....	14
選挙管理委員会告示		
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程	.....	15
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の廃止	.....	15
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	.....	15
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	.....	16

## 告 示

### 兵庫県告示第796号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成27年9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業主体	事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
神戸市八多 土地改良区	基盤整備促進事業	屏風地区	神戸市北区八多町	平成2.11.23	平成18.3.24	区画整理



### 兵庫県告示第797号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
たつの市揖西町竹原字播磨塚965の210、965の211、965の214、965の215、965の218から965の220まで、965の222、965の223、965の225から965の227まで、965の231、965の236
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字播磨塚965の223・965の225から965の227まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第798号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年 9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市一宮町福野字ウエヤマ385の1、387の7、387の8、387の10、387の14、字ホンハヤシ401、402、字カジハタ435、438の2、字ミナミカイチ525、526、529、532、534の1、534の2、534の4から534の7まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第799号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 9月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年 9月25日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三木宍粟線	姫路市夢前町前之庄字七廻834番3から 同 市夢前町前之庄字下新田1174番3まで	旧	7.0から 22.0まで	903.0	
		新	10.0から 33.0まで	903.0	



**兵庫県告示第800号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成27年9月25日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 甘地福崎線	神崎郡福崎町福田字藤井206番7から 同 郡同 町福田字中溝301番1まで  神崎郡福崎町福田字藤井206番7から 同 郡同 町福田字中溝301番1まで 神崎郡福崎町福田字藤井351番1から 同 郡同 町福田字中溝301番1まで	旧	4.0から 12.0まで	301.0	一部 予定地  一部 予定地
		新	4.0から 16.0まで 13.0から 29.0まで	301.0 277.0	
県道 田口福田線	神崎郡福崎町福田字中溝302番11から 同 郡同 町福田字中溝302番11まで	旧	5.0から 6.0まで	15.0	一部 予定地
		新	10.0から 10.0まで	15.0	



**兵庫県告示第801号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定に基づく指定確認検査機関として、次のとおり指定の更新をした。

平成27年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	住所	指定の区分	業務区域	業務を行う事務所の所在地	指定の期間
株式会社兵庫 確認検査機構	姫路市南条 434番地	建築基準法に基づく 指定建築基準適合判 定資格者検定機関等 に関する省令（平成 11年建設省令第13	兵庫県全域	姫路本店 姫路市南 条434番地 加古川支店 加古川 市加古川町北在家 2006番地	平成27年9 月11日から 5年間

	号) 第15条第1号から第14号の2までに掲げる区分	豊岡支店 豊岡市正法寺655番地1 神戸支店 神戸市中央区東町113番地1
--	----------------------------	--

## 公 告

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた平成27年8月31日から2月間とする。

平成27年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 ネギぼうず	富岡義規	姫路市広畑区正門 通三丁目6番の2	この法人は、障がい者に対して、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、就労・社会参加する機会の確保に対する事業を行い、地域社会の福祉の向上の寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 ルゼルススポーツクラブ	小西敏三	姫路市広畑区オ 1150番地	この法人は、子供たちを中心とした地域住民を対象として、スポーツ教室や大会などのスポーツ振興を図るイベントや講習会を開催し、一人ひとりが気軽にスポーツを楽しむことのできる環境を提供し、地域のスポーツ文化の振興、青少年の健全な育成を支援するとともに、心豊かな地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 加西市体育協会	杉本信彦	加西市北条町横尾 1000番地	この法人は、市民の体位向上並びに健全なスポーツの振興を図り、以て加西市における体育文化進展に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 マーチング	長尾拓也	加古川市野口町野 口781番地の11	この法人は、障害者及びその保護者等に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づく障害福祉サービス事業など、障害者が安心して暮らしていくことの出来る環境を整えるための各種活動及び事業を行い、地域社会の福祉増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 兵庫森林サポートセンター	中西雅彦	尼崎市上ノ島町1 丁目2番31号	この法人は、自然環境の荒廃に対して、森林整備事業、森林の保全に関する普及啓発及び間伐材などの有効利用の促進に関する事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 まゆ・なまMus i c Group	奥 田 圭 介	明石市朝霧南町 4 丁目19番50号	この法人は、様々な演奏者・青少年に対して、彼らの活動支援・音楽を通しての青少年の社会復帰・社会貢献に関する事業を行い、彼らの音楽活動の快適化、青少年の自立支援、社会において音楽とともに生きる暮らしづくりに寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 淡路國プロジェクト	片 井 一 雅	南あわじ市福良甲 512番地87	この法人は、淡路島の住民に対して、開業促進及び地域活性化等を図る事業を行い、淡路島の経済の持続的な発展に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 城崎温泉喜多町まち づくり協議会	細 田 孝 夫	豊岡市城崎町湯島 78番地	この法人は、喜多町地区住民や豊岡市城崎地区重要景観形成地区内の住民に対して、平成27年 1月に発生した喜多町地区火災からの復興と保全および城崎温泉内でそれに付随する事業や取り組みを行い、防災に強く、城崎らしいまちづくりと景観形成に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 ダンスプロジェクト E. d. M	矢 野 良 介	西宮市田代10—6 ダイドームゾン西 宮北口Ⅱ304号室	この法人は、ダンスの持つ、自己表現の力、コミュニケーションを創る力を活かし、青少年の健全育成のためにダンススクール及び、ワークショップ等の開催や、ダンスを通じた地域交流イベント等の企画運営を行うことで、市民がより豊かな生活を享受できる環境をつくること、またダンスを通じて豊かな感性を持つ子どもの育成、文化的なまちづくりの推進を図ることを目的とする。
特定非営利活動法人 フリースクール1番	上 谷 り な	姫路市打越742番地	この法人は、不登校児童や学習障害・多動性障害等を抱える未就学児から社会人及びそれらを支える保護者の方々や地域住民に対し、癒しと学び・芸術鑑賞などの機会や場所の提供、学力の補完・向上、子育て支援、不登校解消や非行・いじめ防止等に関する啓発などの事業を行うことにより、誰もが前向きに活力ある生活を営み、家庭や地域でも自立した生活を送ることができるようになることで、地域社会及び地域福祉に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 もものみ	松 浦 久 美 子	姫路市土山 4 丁目 4—10	この法人は、障害児・者に対して、福祉の増進・人権の権利擁護・職業能力の開発または雇用機会の拡充、地域の社会教育の推進に関する事業を行い、障害者の援助・自立、地域社会の多様性の理解と発展に寄与することを目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた平成27年 8月31日から 2月間とする。

平成27年 9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の 所在地	定款に記載された目的

特定非営利活動法人 大津ピア	中 本 丈 久	赤穂市上仮屋南17 番地 4	この法人は、障害者、高齢者に対して、農業生産を中心とした就労支援に関する事業を行い、社会福祉、地域貢献に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 C. O. N	三 田 一 三	尼崎市潮江 1 丁目 11番 1—1501号	この法人は、市民に対して、人と猫が適正に共生できるための各種事業を行い、人と動物がともに生きるまちづくり、及び地域環境の保全に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 C i e l o	渡 邊 尚 樹	加東市下滝野 3 丁 目175	この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人々に対して、自立支援及び地域生活支援に関する事業を行い、その有する能力及び適正に応じた生活を営めるよう支援すると共に、あわせて健常者との交流を進めることで両者間の精神的、物理的障壁を取り除き、もってすべての人々が心豊かに安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 虹の会工房	池 田 勝 雄	西脇市黒田庄町前 坂2140番地	この法人は、知的発達に障がいのある人々をはじめとする、さまざまな障がいのある人々とその家族に対して、生活支援及び社会参画に関する事業を行うとともに、自立支援のための相談助言と援助支援、及び地域交流推進事業を行い、地域社会の活性化を図るとともに、障がい者自身が積極的に社会参加し、達成感があり、自立・共生・安心の暮らしを営むことのできる社会の構築に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 WELnetさんだ	小 杉 崇 浩	三田市上井沢44—1	この法人は、さんだの地において、福祉・教育・労働・医療その他様々な立場で活動する人々が、それぞれの立場で培った知恵と力を持ち合い、生活に支援の必要としている一人一人の市民のために、包括的な支援を行っていくこと及び、そのためのネットワーク構築により、公益の増進に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 姫路ハーネスの会	前 川 重 一	姫路市上手野320番 地 8	この法人は、視覚障害者のために、盲導犬の育成支援と生活するあらゆる場所に、視覚障害者と身体障害者補助犬が自由に入っていける開かれた社会になるように広報活動を行い、同時に障害者と健常者が支えあい助け合いながら、住み慣れた地域の福祉の増進と豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 自然処	竹 内 裕	加古川市平岡町土 山360番地の 1	この法人は、介護を必要とする高齢者その他支援が必要な人々に対して、宅老所を拠点として、真心のこもったデイサービス・ショートステイ、介護保険法に基づく居宅サービス、高齢者の自立生活支援および高齢者の見守り巡回を兼ねた配食サービスとそれらに関連する事業を行い、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。



#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) 姫路大津西土井複合施設  
 所在地 姫路市大津区西土井字井ノ元373番33ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 有限会社高浜興産  
 住所 姫路市広畑区末広町二丁目1466番地  
 代表者の氏名 高 濱 美 鈴
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	赤 尾 主 哉
株式会社しまむら	さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野 中 正 人
有限会社ペットショップ村川	姫路市網干区新在家1392番地の2	村 川 保 子
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成28年 3月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 2,377平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
 109台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
 29台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
 91.2平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
 13.4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社サンドラッグ	午前9時	午後11時
株式会社しまむら	午前9時	午後9時
有限会社ペットショップ村川		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前8時30分から翌午前0時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
 出入口2箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
 平成27年 9月 2日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成27年 9月25日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年 1月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ロイヤルホームセンター宝塚、(仮称) 万代宝塚東洋町店  
所在地 宝塚市東洋町 1 番24ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目 5 番16号	中 山 正 明
株式会社万代	大阪市生野区小路東三丁目10番13号	加 藤 徹

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目 5 番16号	中 山 正 明
株式会社万代	大阪市生野区小路東三丁目10番13号	加 藤 徹

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年 5月 1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,450平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

350台

(2) 駐輪場の収容台数

88台

(3) 荷さばき施設の面積

264平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

69立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
ロイヤルホームセンター株式会社	午前 6 時	午後 9 時
株式会社万代	午前 7 時	翌午前 0 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
駐車場①、②	午前 5 時30分	翌午前 0 時30分
駐車場③	午前 5 時30分	午後 9 時30分
駐車場④	午前 6 時30分	午後10時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 2 箇所、入口 1 箇所、出口 1 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

8 届出年月日

平成27年 8月31日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年 9月25日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年 1月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フラワータウンショッピングセンター

所在地 三田市弥生が丘 1 丁目 1 番地の 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ開発センター	三田市弥生が丘 1 丁目 2 番地の 1	常 松 貞 雄
株式会社サンフラワー	三田市弥生が丘 1 丁目 1 番地の 2	内 田 知 洋

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ開発センター	三田市弥生が丘 1 丁目 2 番地の 1	東 徹 志
株式会社サンフラワー	三田市弥生が丘 1 丁目 1 番地の 2	内 田 知 洋

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名

株式会社北摂コミュニティ開発センター	三田市弥生が丘1丁目2番地の1	常 松 貞 雄
株式会社サンフラワー	三田市弥生が丘1丁目1番地の2	内 田 知 洋

4 変更年月日

平成27年 6月23日

5 届出年月日

平成27年 8月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年 9月25日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年 1月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 赤とんぼ広場ショッピングセンター

所在地 たつの市龍野町堂本260—1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1号	近 澤 靖 英
株式会社イチケン	東京都港区芝浦一丁目1番1号	長谷川 博 之

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1号	近 澤 靖 英
株式会社イチケン	東京都台東区北上野二丁目23番5号	土 谷 忠 彦

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1号	近 澤 靖 英
株式会社イチケン	東京都港区芝浦一丁目1番1号	長谷川 博 之

4 変更年月日

平成27年 7月21日ほか

5 届出年月日

平成27年 8月31日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成27年9月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年1月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 川西能勢口駅高架下店舗（西）

所在地 川西市栄町20番1号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名	住所	代表者の氏名
阪急電鉄株式会社	大阪府池田市市栄町1番1号	中川喜博
能勢電鉄株式会社	川西市平野一丁目35番2号	城南雅一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
阪急電鉄株式会社	大阪府池田市市栄町1番1号	角和夫
能勢電鉄株式会社	川西市平野一丁目35番2号	林俊二郎

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
阪急電鉄株式会社	大阪府池田市市栄町1番1号	中川喜博
能勢電鉄株式会社	川西市平野一丁目35番2号	城南雅一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	上田稔夫
株式会社都商事	神戸市中央区三宮町1丁目9番1号	福島眞司
株式会社日興商会 外7者	尼崎市東灘波町5-10-30	藤縄健一

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	上田稔夫
株式会社グラン・ラフィネ	大阪市中央区南久宝寺町4丁目5番17号	出口浩明
株式会社日興商会 外7者	尼崎市東灘波町5-10-30	藤縄健一

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ファイブフォックス外 9 者	午前10時	午後 9 時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ファイブフォックス外 9 者	午前 7 時	翌午前 1 時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前 9 時45分から午後 9 時15分まで

イ 変更後

午前 6 時から翌午前 1 時15分まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

平成26年 3 月 1 日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

平成27年 7 月 1 日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成27年 7 月 1 日

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成27年 7 月 1 日

5 届出年月日

平成27年 8 月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年 9 月25日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年 1 月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 9 月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン三田ウッディタウン店

所在地 三田市けやき台一丁目8番

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 氏名又は名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社北摂コミュニティ開発センター 三田市弥生が丘1丁目2番地の1 常松貞雄

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ開発センター	三田市弥生が丘1丁目2番地の1	東徹志

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社北摂コミュニティ開発センター	三田市弥生が丘1丁目2番地の1	常松貞雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	村井正平
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	中山章
愛眼株式会社 外21者	大阪市天王寺区大道四丁目9番12号	下條三千夫

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎双一
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	羽牟秀幸
愛眼株式会社 外21者	大阪市天王寺区大道四丁目9番12号	下條三千夫

4 変更年月日

平成27年7月17日ほか

5 届出年月日

平成27年8月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

平成27年9月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成28年1月25日

- (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 えるむプラザ

所在地 三田市すずかけ台2丁目3番ほか

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪食	大阪市北区角田町8番7号	千野和利
株式会社北摂コミュニティ開発センター	三田市弥生が丘1丁目2番地の1	常松貞雄

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪食	大阪市北区角田町8番7号	千野和利
株式会社北摂コミュニティ開発センター	三田市弥生が丘1丁目2番地の1	東徹志

## イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪食	大阪市北区角田町8番7号	千野和利
株式会社北摂コミュニティ開発センター	三田市弥生が丘1丁目2番地の1	常松貞雄

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合宏光
株式会社ライフォート	尼崎市水堂町三丁目18番21号	下農勝弘
プージュ有限会社	三田市ゆりのき台五丁目40番20号	丸山玲子

外15者

## イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合映治
株式会社ココカラファイン	横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	塚本厚志
盛田史子	三田市あかしあ台一丁目47番10号	

外14者

## 4 変更年月日

平成27年6月23日ほか

## 5 届出年月日

平成27年8月27日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

## (2) 縦覧期間

平成27年9月25日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成28年1月25日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

## 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 9月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ラ・ムー福崎店

所在地 神崎郡福崎町南田原字川田2934ほか

2 同法第8条第1項の規定により福崎町から聴取した意見の概要

(1) 交通安全についての配慮

ア 店舗西側の前面道路だけでなく、北側・東側の道路も含めて店舗新設に伴い交通量が増加し、交通の流れも車両だけでなく歩行者等も含めて変化すると考えられるので、交通事故の防止に努められたい。

イ 店舗周辺道路の交差点も含めて交通整理員の配置を行う等、適切な交通安全対策を施されたい。

(2) 交通渋滞についての配慮

出口・入口を専用に行っているが、看板等が有効に機能しておらず、交通渋滞につながっているため、看板の再検証と交通整理員の配置により、交通渋滞の解消を図られたい。

(3) まちづくりへの配慮

本町では、町、商工業者、商工団体及び町民の役割を明らかにし、参画と協働による商工業の振興と活力ある地域社会の創造などに寄与することを目的に、福崎町商工業振興基本条例を制定している。同条例の第6条第9項（商工業者の責務）にある町内で商工業を営む者の一員として、本件届出者及びテナント企業は商工団体に積極的に加入し、大規模小売店舗立地法の規定をはじめとする地域社会での重要な主体であるという社会的責任を認識したうえで、商工業の振興に貢献するよう努められたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成27年 9月25日から 1月間

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第52号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 9月25日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第92条を次のように改める。

第92条 削除

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



兵庫県選挙管理委員会告示第53号

平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）は、平成27年 9月4日限り、廃止する。

平成27年 9月25日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵



兵庫県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定を変更した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 9月25日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

表三木市の項中

「

|     |          |              |
|-----|----------|--------------|
| 三木市 | 三木市立福祉会館 | 三木市末広1丁目6-46 |
|-----|----------|--------------|

」

を

「

|     |              |              |
|-----|--------------|--------------|
| 三木市 | 三木市立市民活動センター | 三木市末広1丁目6-46 |
|-----|--------------|--------------|

」

に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第55号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 9月25日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

2 老人ホームの表川西市の項中

「

|  |                               |               |
|--|-------------------------------|---------------|
|  | 介護付有料老人ホーム ニチイケアセンター<br>一川西多田 | 同 市新田2丁目13-16 |
|--|-------------------------------|---------------|

」

を

「

|  |                               |               |
|--|-------------------------------|---------------|
|  | 介護付有料老人ホーム ニチイケアセンター<br>一川西多田 | 同 市新田2丁目13-16 |
|  | 特別養護老人ホーム やわらぎの里 西多田          | 同 市西多田2丁目1-7  |

」

に改める。